

令和6年門審第7号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年12月17日18時47分半僅か前
大分港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A
総 ト ン 数 267トン
全 長 60.04メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室前面中央に操舵スタンド、同スタンド右舷側に電子海図システム、左舷側に1号レーダー、2号レーダー及びGPSプロッターを備え、同室天井左舷前部に船首方向を撮影して録画することのできるカメラを設置した船尾船橋型鋼製貨物船で、a受審人ほか2人が乗り組み、空倉のまま、船首1.2メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、令和4年12月17日12時00分広島県倉橋島西部の係留地を発し、大分港に向かった。

ところで、大分港中部には、乙津西防波堤及び乙津東防波堤により北方に開いた港口を形成した乙津泊地があり、乙津西防波堤北端に大分港乙津西防波堤灯台（以下「乙津西防波堤灯台」という。）が、乙津東防波堤北端に大分港乙津東防波堤灯台（以下「乙津東防波堤灯台」という。）が、それぞれ設置され、乙津西防波堤の乙津泊地側には、同防波堤北端付近から同泊地西方の陸岸にかけて、水深5メートル未満の浅所（以下「乙津浅所」という。）が拡張していた。

a受審人は、17時40分国東半島東方沖合で、前直の一等航海士から引き継いで単独の船橋当直に就き、電子海図システム、レーダー及びGPSプロッターを作動させて同沖合を南下し、大分港北方沖合に向かった。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、18時37分半僅か前乙津西防波堤灯台から026度（真方位、以下同じ。）1.44海里の地点で、乙津泊地北方沖合に向けて針路を209度に定め、11.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、18時40分半僅か前乙津西防波堤灯台から024度1,540メートルの地点に至り、船首が209度を向き、11.8ノ

ットの速力から減速を開始し、乙津西防波堤灯台北方沖合 500メートル付近で、乙津泊地奥に向け左転した後、同泊地に錨泊する予定で、錨泊予定地点付近の状況を双眼鏡で確認しながら 18 時 43 分頃大分港に入港した。

18 時 43 分半僅か前 a 受審人は、乙津泊地に向けて続航中、左転予定地点付近となる乙津西防波堤灯台から 025 度 490 メートルの乙津泊地北方沖合に達し、船首が 204 度を向き 10.3 ノットの速力となったとき、乙津浅所が船首方 690 メートルのところとなり、その後同浅所に向かって進行する状況であったが、双眼鏡で乙津泊地の状況を確認することに気をとられ、電子海図システムを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、左転予定地点付近を通過し、18 時 44 分半僅か前乙津西防波堤灯台から 038 度 200 メートルの地点に至り、船首が 199 度を向き 8.7 ノットの速力で乙津東防波堤灯台を通過し、18 時 45 分僅か過ぎ乙津西防波堤灯台を通過して乙津浅所に向かって続航し、18 時 46 分半少し過ぎ船首至近に乙津西防波堤を認め、機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、18 時 47 分半僅か前乙津西防波堤灯台から 187 度 380 メートルの地点において、A は、船首が 199 度を向いたまま 1.0 ノットの速力となったとき、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 3 の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船首部船底外板に破口を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、大分港において、乙津泊地に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、乙津浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大分港において、乙津泊地に向けて航行する場合、乙津浅所に向かって進行することのないよう、電子海図システムを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、双眼鏡で乙津泊地の状況を確認することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、乙津浅所に向かって進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 7 月 23 日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁